

社会福祉法人 日本厚生学園
身体拘束等適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。日本厚生学園は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体拘束等に該当する具体的な行為

＜参考＞介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為（令和元年9月現在）

- ア. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、拘束の解

除に向けて取り組みます。

(2) 法人としての方針

次の仕組みを通して、身体拘束等の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束等リスクを除きます。
利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

管理者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、強度行動障害について法人全体で習熟に努めます。

③身体拘束等適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等適正化検討委員会（委員会）を設置し、法人全体で身体拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束等を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は一年に一度以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

①委員長は、理事長が事業所の管理者から一名選出し、身体拘束等適正化検討責任者とする。

②委員は、事業所の管理者が指名する者とし、所属する事業所の身体拘束等適正化検討担当者とする。

③委員に、必要ある場合に第三者委員を加えることができる。

(3) 委員会の検討項目

①前回の振り返り

②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

③（身体拘束等を行っている利用者がいる場合）

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討します。

④（身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がいる場合）

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤（今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合）

今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥意識啓発や予防策等、必要な事項の確認・見直し

⑦今後の予定（研修・次回委員会）

⑧今回の議論のまとめ・共有

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式（参考様式①「身体拘束等適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、法人の職員に周知徹底します。

3 身体拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のため介護職員、生活相談員その他の従業者について、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
- ・非代替性（身体拘束等を行う以外に代替する支援方法がないこと）
- ・一時性（身体拘束等が一時的なものであること）

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向け取り組み

ます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

※参考様式②「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

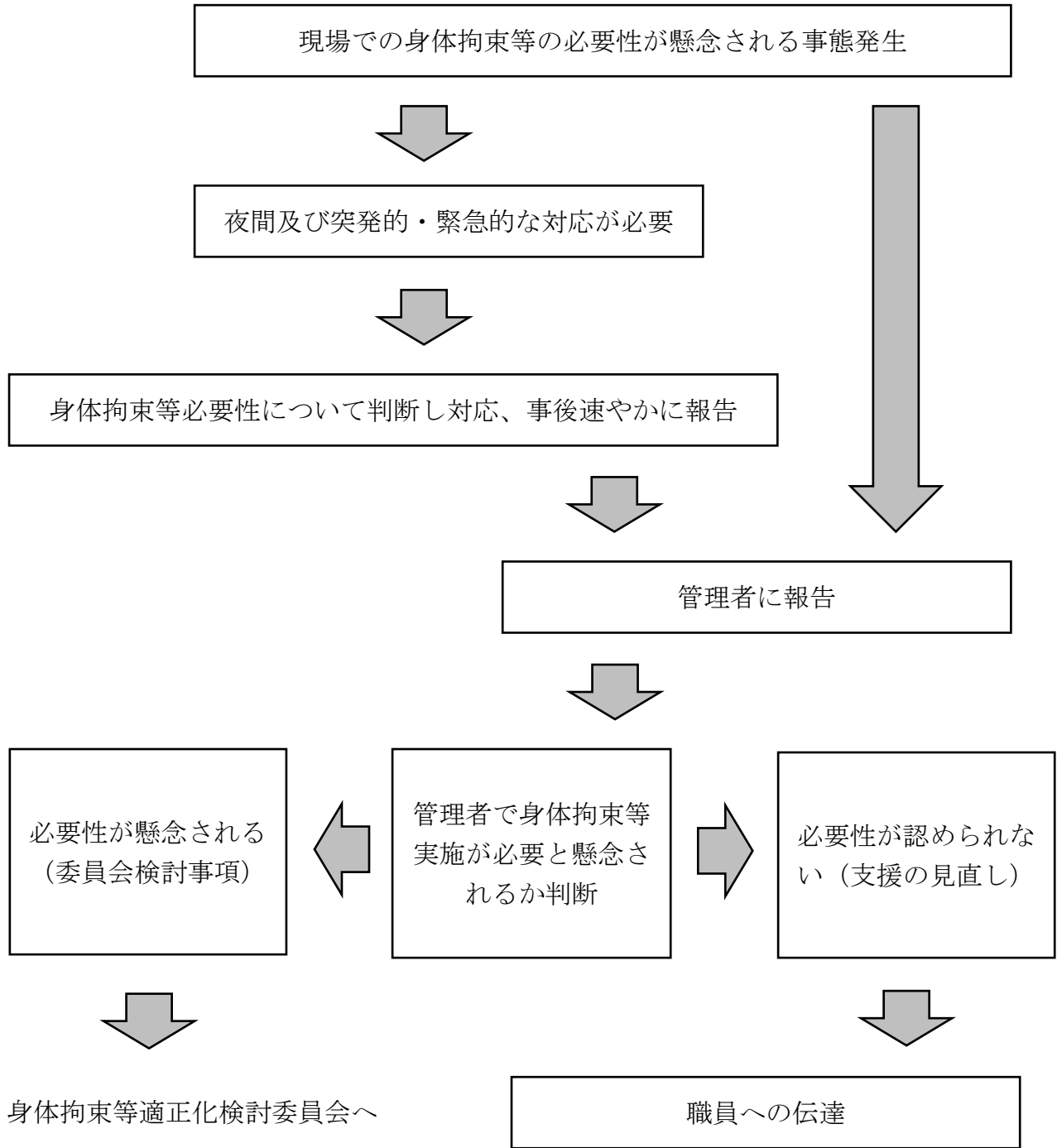
※参考様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や法人ホームページへ掲載します。

令和6年4月1日

身体拘束等適正化 対応フロー図



<身体拘束等適正化検討委員会>

必要性が懸念される（委員会検討事項）より

職員へ伝達

- 利用者の態様の確認
- 身体拘束等必要性
（3要件について個別具体的に）判断
切迫性、非代替性、一時性
※特に非代替性

必要性が認められない（支援の見直し）

参考様式①に記録し保管する
（拘束実施に至った場合2年間保存）

- 緊急やむを得ない身体拘束等の必要性が認められた場合
- 拘束実施方法の検討
 - 拘束実施時間・期間の検討（具体的に検討・明記すること）
 - ※必要性があると判断された場合でも必要最小限度に限る

利用者・家族への説明内容（参考様式②
説明欄の確認）・説明者の確認

利用者・ご家族への説明・参考様式②への記名・押印

身体拘束等の実施・日々の態様の確認・記録（参考様式③）

身体拘束等適正化検討委員会における
身体拘束等の必要性判断へ